

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し
地震防災上緊急に整備すべき消防用施設について

令和 4 年 6 月
消防庁 防災課

【告示制定の趣旨】

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）の改正及びこれに伴う日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成 17 年政令第 282 号）の一部改正に伴い、所要の告示を定めるものである。

【告示制定の内容】

改正法では、地方防災会議等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画において「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項」を定めるよう努めなければならないとされている。

「政令で定めるもの」について、現在改正を進めている政令において「消防用施設で総務大臣が定めるもの」と明確化する予定であることから、救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両等を総務省告示で規定することとする。

【施行期日】 令和 4 年 6 月 17 日から施行する。